

時局日誌 (二十三)

Y

H

生

六月十七日

種馬統制法施行規則(農林省令第二八號)
馬匹去勢法施行規則(農林省令第二九號)
高速度鋼バイトノ供給制限ニ關スル件
(商工省令第三〇號) 公布

六月十九日

海軍資源調査規則改正(逓信省令第二九號) 公布

租界隔絕問題の經過に關し十九日在天
津軍當局談として左の如く發表された。

一、英外務省のコムミニケを見ると、

本問題を目して極東に權益を有する一
切の國に關係を有するが如く牽強附會

時局日誌

の宣傳を以て、米國をして火中の栗を
拾はしめんと躍起となつてゐるのであ
る。吾人はこゝにはつきり云ふ、我が
目標は天津に租界を有し蔣政權の出店
の作用をなしてゐる英租界當局であつ
て、外のいづれの國でもなく特に米國
に對しては儀禮を盡して事前に了解を
求め、交通制限開始後に於てもこれに
よつて生ずる米國人の不便と損害とを
最小限に限定すべく凡ゆる手段を講じ
てゐる。即ち獨米その他租界を有せざ
る第三國人の迷惑を減ずるため今後
於ても可能な範圍に於て犠牲を拂ふ用

意があることを言明する。これらの第
三國は須く天津に於て自國居留民が日
本側からどういふ待遇を受けてゐるか
現地情勢を聽取せられたい。

二、英佛租界に倚存して生活してゐた善
良な支那人の職を奪ふのは決して吾人
の意志ではない。故にその生活を保證
する手段については十二分の考慮を拂
ひ外に衣食の道を得る方法を講じつゝ
ある。

三、我が政府はしばしば支列國權益の
尊重を中外に聲明した。第一線軍隊は
甚大なる作戦並に警備上の不便を忍ぶ

て帝國政府の聲明を忠實に遵奉して來た。然れども英國は對日經濟壓迫等の手段に出ずる場合においては、現地當事者としては英國は進んで權益尊重の義務から吾人を解放したものと解釋して差支へないものと思ふのである。

山西省同蒲線趙城西北二〇キロ磊上村にて六十九師司令部が進出したのを探知したわが杉浦部隊は、十七日未明五ヶ所から一齊に砲撃を開始し、同村附近の六十一團遊撃隊正衛隊、保安隊各隊の敵合計一千餘と交戦、これを撃滅敵司令部は蒲縣方面に潰走した。

戰果敵遺棄死體四十二、捕虜十、小銃十八、同彈藥千餘、手榴彈二十四、軍服百着

六月二十一日

臨時地方財政補給金交付方法（内務省告示第三六〇號）公布

六月二十三日

勞働統計實地調査令中改正（勅令第四一

一號）、軍用資源秘密保護法施行期日（六月二十六日）ノ件（勅令第四一二號）軍用資源秘密保護法施行令（勅令第四一三號）昭和八年大藏省令第七號外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件改正（大藏省令第二七號）公布

六月二十四日

勞働統計實地調査施行規則中改正（閣令第一〇號）公布

我空軍の精銳〇機は二十四日午前八時三〇分、阿穆古朗南方哈爾哈河畔上空において越境せる外蒙空軍約六十機と壯烈なる空中戦を交へ、内十二機を撃墜他を雲中に遁走せしめ、全機無事歸還した。支那沿岸の封鎖に従事しあるわが海軍部隊は、その陸戦隊をもつて艦艇及び航空部隊援護のもとに、昨二十三日早朝舟山島南部某地點に敵前上陸を敢行、同日午後六時三十分定海を完全に占領し、引續き市内を掃蕩中なり、なほ一部は既に岱山島をも占領せり。

中央賃金委員會は未經験勞働者の初給賃金の基準に關し、審議の上標準額を決定した。

國民精神總動員委員會の生活刷新に關する特別委員會は、二十四日午後二時半から内閣情報部で開催、精動委員長の荒木文相も特に出席し、石黒文部次官、岡田厚生次官、以下全委員參集、審議したが、去る十六日の小委員會で決定された四案の内、第三の第二項「ネオンサインの全廢」を「抑制」と修正したのみで他は來月早々總會を経て、閣議に諮つた上政府及び精動聯盟各機關によつて實行に移されるが、特別委員會は左の如く決定したわけである。

一、國民生活日の設定

二、左記七項の國民生活綱要提唱

（一）早起勵行（二）報恩感謝（三）大和協力（四）勤勞奉公（五）時間嚴守

（六）節約貯金（七）心身鍛鍊

三、第一期刷新項目

- (一) 料理屋、飲食店、カフェ、バー、待合、遊戯場の時間短縮
- (二) オンラインの抑制
- (三) 一定の階層(例へば學生)の一定場所(例へば汽車汽船内)の禁酒
- (四) 冠婚葬祭の弊風打破、就中結婚披露宴等の廢止
- (五) 中元歳暮の贈答廢止
- (六) 服裝の簡易化
- (イ) 皇室關係、神社の正式參拜等を除きフロック、モーニングの着用の廢止
- (ロ) 學生生徒の長髮禁止
- (ハ) 婦女子のパーマネント、その他浮華なる服裝化粧の廢止

なほこの日注目されたのは麻雀の禁止案で、全委員悉く禁止に賛成し、特に麻雀の項目を掲げて禁止すべしとの意見も現れたが、結局第三の第一項の「遊戯場」の中に包括することとし、本年十二月よりの第二期實施計畫に於いて特に指定して禁止する意向である。

六月二十五日

時局日誌

電

二十四日朝の不法越境に續いて同日午後七時、再び滿蒙西部國境ポイル湖上空附近に外蒙ソ空軍イ十六の編隊十三、四機が越境し來つたが、今度は相次いで失敗したのに鑑みて、編隊作戰をかへ數機が低空飛行をして我が荒鷲を導き寄せ、更に上空を飛ぶ數機の編隊が挑みかゝるといふ戦法に出たが、我が陸の荒鷲木村隊はこれを邀撃して見事敵三機を擊墜した。

二十二日の滿蒙國境甘珠爾廟上空の戦闘において、我が航空隊は十八機をもつて敵の百五十機を邀撃、四十九機を擊墜したが、その後本戦闘において、行方不明となつた五機の中歸還した辰巳曹長機は四機を擊墜、戦死した宮島曹長機は一機を擊墜、更に二機が空中衝突したこと判明、結局この戦闘において敵の受けた損害は合計五十六機に達したことが名譽の歸還勇士の言によつて明かにされた。

六月二十六日

軍用資源秘密保護法施行規則(陸軍海軍省令第三號) 青年學校令改正及同施行規則制定ノ要旨並ニ施行上ノ注意事項(文部省訓令第一九號) 公布

〇〇上空を哨戒中の我が〇〇隊本間中尉、垂井曹長新井伍長の操縦する三機は二十六日午後五時、ポイルコンツァンガソオボ上空に不法越境せし敵約六十機を認め、敢然この大編隊陣に突入約三十分に入り壯烈な空中戦を展開した後敵機六機を擊墜して、これを國境外に擊攘した墜落の利那敵機より這出し、落下傘によつて滿領内に降下せるのも一、二あつたがわが方三機とも無事基地に歸還した。

關東軍司令部では、二十六日午前十一時現地部隊よりの報告に基き二十二日より二十四日に至る空中戦に於て、我が陸の荒鷲部隊が擊墜したソ聯機を左の如く確認した。

二十二日五十六機、二十三日一機、二十四日十五機、合計七十二機

これによりノムヘン事件發生以來我空軍の擊墜せるソ聯機は百三十一機となつた。

五月中旬より六月中旬に至る武漢地區の戦果は左の如くである。

△江南方面（新墻河進出作戦を除く）交戦回数四十七、抗戦敵兵力二萬五五百九十、敵遺棄死體三千百六十四、捕虜四十二、鹵獲小銃百九十七、同彈藥五萬七百十八、手榴彈千四十八、機關銃八同彈藥五千三百、各種砲彈千八百

△江北方面 交戦回数三十一、交戦敵兵力一萬六千八百三十五、敵遺棄死體千四百十二、捕虜五十八、鹵獲品小銃八十八、同彈藥一萬八千六百四十五、手榴彈百三十九、機關銃五、同彈藥千六百、各種砲彈千六百五十

六月二十七日

重要農林水産助成規則中改正（農林省令第三號）馬産獎勵規則中改正（農林省令第三四號）、臨時肥料配給統制法第二條ノ

規定ニ依ル經過的措置ニ關スル件（農林商工省令第七號）公布

六月三十日

總動員業務事業設備令（勅令第四二七號）軍馬資源保護法施行令（勅令第四二九號）支那事變特別法施行規則中改正（勅令第四三〇號）、新聞用卷取紙供給制限規則（商工省令第三二號）公布。

七月一日

内務省官制中改正（勅令第四三一號）、神社局に關する件、郵便年金令（勅令第四三四號）軍用保護馬鍛鍊中央會登記取扱手續（司法省令第二九號）軍用馬資源保護法施行規則（農林陸軍省令第一號）公布 中支方面戦況

一、支那奥地攻撃に寧日なき海軍航空隊の精銳部隊は、前日に引續き昨三十日天候極めて險惡なりしにも拘らず、密雲の間隙を縫ひ長驅して四川省東部梁山（萬縣の西方）を空襲、同飛行場及び市街軍事施設に甚大なる損害を與へ

歸途巫山（四川省東端）を襲ひ、同市中央部の軍用建築物を粉碎、全機悠々歸還せり。

二、陸軍作戦に協力せる他の空襲部隊は南昌東方地區一帯の敵を攻撃敵軍司令部所在地梅莊を爆撃し、これに大損害を與へたり。

三、揚子江下流海門水道に於て、我が水上艦艇の一部は新港、青龍港下流及び新靈甸港附近に據る敵を銃砲撃し、これを潰走せしめたり。

温州及び福州閉塞部隊は、折柄の荒天を冒し、それ／＼港口封鎖の完壁を期し努力しつゝありしが一昨二十九日陸戦隊の一部は福州附近川石島の北西五虎島を占據し、更に甌斗島の敵を攻撃之を潰滅せり。尙本作戦に協力せる航空部隊は甌斗島敵陣地福州西方の兵營及び南台南岸にありし砲艦蒼泰を爆撃、何れも大損害を與へたり。

七月三日

北支軍聲明 東亞新秩序の建設に邁進する北支軍は人心の安定、民生の向上をはかり以て治安を恢復し、華北の明朗化を庶幾し、營々これが實現に努力し着々成果を収めつゝあり、然るに天津英租界は我が方屢次の警告交渉にも拘らず、援蔣態度を持續し、軍事的政治的乃至經濟的に攪亂工作の根源を形成して改むるところなし、茲に於て軍は北支の治安維持及び軍生存上の必要に基き六月十四日以來、天津防衛部隊に對しこれが隔絶を命ぜり。適々今次天津租界に關して中華民國臨時政府の發したる聲明は華北全民衆の聲にして、深くその生存權に發する正當にして且つ痛切なる要求に外ならず、軍又軍の任務上並に正義人道の見地に立ち、之に全幅の支持を與へ、其實現を期するものなり。

我が〇〇機〇臺は三日午後一時頃哈爾哈河上空において、敵イ十六型戦闘機十機と遭遇、我が方を少數と侮つて小癢に

も挑みかゝる敵機の間をかひ潜りつゝ壯烈なる空中戦を行ひ、敵二機を撃墜、他の八機は我が果敢なる攻撃に戦意を喪ひ西方に遁走した。

三日午前九時頃戦闘機九機が將軍廟北方地區に越境飛來せるを認めたと加藤部隊高橋大尉は敢然單機攻撃、敵一機を撃墜、他を潰走せしめた。

三日午前九時我が空軍〇〇部隊は地上部隊掩護のため、〇〇方面を警戒中敵中型爆撃機の編隊に遭遇、内二機を撃墜した。我に損害なし。

去月來日滿兩軍のため殲滅的打撃を受けて哈爾哈河兩岸に擧撃された外蒙ソ軍は、その後日滿兩軍の目を掠め、再びノモンハン方面に侵入我に挑戰するの態度に出で來つたので、我方もこれ以上の隱忍を許さず、斷乎膺懲の決意を固め、一日午後五時將軍廟西方廿キロ、ガンガンジノボ附近に進出、同高地一帯に蟠踞しつゝあつた敵に對し、〇〇部隊を主力

に敢然これを反撃し、敵に多大の損害を與へて後方に撤退せしめた。この戦闘でわれは戦車二十を鹵獲した。右鹵獲戦車は生々しい彈痕とエンジン燒失の餘燼が二日午後に至るまで燻つてをり、わが〇〇砲の威力を力強く物語つてゐる。又山縣部隊は哈爾哈河畔に於てノモンハン附近より侵入せる敵の機械化部隊を撃破し戦車十台鹵獲した。

軍は南部ホロンバイルに於ける暗雲を一掃せんがため、六月上旬以來哈爾哈河地區に於て越境積極的行動を反復し、我を窺窺跳梁せる外蒙ソ軍に對しこれを撃滅すべく七月二日以來滿洲國軍と協力し、攻撃を開始せり。

ノモンハン附近を中心とする外蒙ソ聯軍の飽くなき不法越境挑戰に對し滿を持して嚴然成行を監視中であつた我が第一線部隊は、斷乎膺懲に決し〇日〇時〇分を期し將軍廟、ノムトソリリン、アムクロの滿蒙國境の大草原に一せいに總攻撃の

七月四日

火蓋を切つた。亂雲を縫ひつゝ、○○、○○基地を勇敢に出發した空軍部隊は目下敵戦線上空に進出し、或は敵機を追撃或は地上部隊の猛攻撃に轉じ、滿蒙國境の上空を制壓し、痛快な亂舞をなし、我が荒鷲に猛爆されて人馬踏共吹つ飛ばさるが地平線の彼方に見え、我が地上部隊は敵の戦車隊や騎兵、果ては砲兵、歩兵を全面的に追撃してグン／＼力強く壓迫し、

彼我の銃砲聲は滿蒙國境に殷々として鳴り響き一大激戦を展開した。

激戦の後敵陣ヲイ高地を占領せる皇軍地上部隊の精銳は陸鷲と相呼應して大進撃を開始し、二日午後敵を哈爾哈河岸に制壓する一方、各部隊は巧妙なる聯絡の下に完全に包圍態勢を取つたが、三日早曉より遂に一大殲滅戦の火蓋を切り、同日午前七時の戦況は哈爾哈河對岸敵陣地附近は濛々たる黒煙に包まれ、殷々たる砲聲は外蒙曠原を壓して居る。敵戦車の爆破せられ燃え上るもの算なし。

興亞委員會官制(勅令第四三八號)、北海道土木組合法施行令中改正(勅令第四四二號)、總動員業務指定令(土木建築)(勅令第四四三號)、學事通則ニ依り設置スル學區ノ選舉被選舉權ノ關スル件(勅令第四四四號)、陸軍飛行實驗部令(七月三日軍令陸第五號)公布

山東省西南端曹州を中心に蠢動する敵約六千に鐵槌を下す我が討伐隊は、漸次包圍陣を壓縮し、三日に至り我が鬼武部隊は曹州城東南より富田部隊は東北より那須部隊は西南より遠藤部隊は西北より山口部隊は南方より包圍進撃を開始したが、城内の敵約二千は我が軍の猛壓に堪へ兼ねて二日夜から三日拂曉にかけて退却し、我が軍は三日午後八時殘敵を掃蕩し堂々入城完全に占領した。

六月中における南支派遣軍の戦果左の如し。

一、抗戦せし敵兵力一萬七千三百八十

その他兵力不明のもの相當あり。

二、敵に與へたる損害、遺棄死體百三十

一、鹵獲品の主なるもの迫撃砲一、輕機(テュ)七、▲小銃五百二十七▲小

銃彈藥六萬二千三百九十七▲拳銃十二

▲手榴彈三十八▲自動車八▲貨車十五

三、我方損害戦死七十、戦傷二百三十二

三日朝來地上作戦に協力しつゝある我が

陸鷲の精銳は滿領内に越境布陣せる敵

砲兵陣地機械化部隊の密集部隊に對し、

十數回互り連續爆撃を敢行多大の戦果

を收めつつあるが、三日中我荒鷲により

擊墜されたソ聯機はSB二、エルゼツト

一、イ十六型六、合計九機でこの中には

不確實のものSB二機が含まれてゐる。

四日午後六時半頃敵イ十六型六十機、

イ十五型三十機の大編隊が、ポイル湖

上空を通過東方に向け滿領内に飛翔中の

旨、哨戒中の我が○○基地より急報があ

つたので、手ぐすねひいて○○基地に待

機中の我が陸の荒鷲群は時を移さず基地

を飛出し、ボイル湖東方四十キロ附近に於て敵を邀撃、彼我百數十機入り亂れて壯烈言語に絶する大空中戦を數十分に互り展開したが、息をもつかせぬ我が荒鷲群の正確無比な猛撃にさしも多數をたのみ敵も全く抗し得ず、片端から紅蓮の焰を吐いて撃ち墜さればらゝとなり、外蒙領深く遁走した。敵機撃墜數は五十餘機に上り我が荒鷲群は赫々たる戰果に意氣更に揚り悠々〇〇基地に歸還した。

四日午前九時頃我が野口部隊元村部隊の陸の荒鷲〇機は滿領内に不法越境し來つた外蒙ソ聯軍イ十六型數機を急追し、タムスクの上空に追つめ一機を撃墜し、新に増援挑戰し來つたイ十六型三十機と猛烈なる空中戦を演じ、全機を逃亡させ無事悠々基地に歸還した。

S・B爆撃機九機は四日午後三時頃四千メートルの高度をとりつゝ〇〇基地上空に飛來、某地附近三千メートルの地點に爆彈二個を投下したが、某地に在つた

我が〇〇機は直に上昇して之を追撃、古那督長機は中一機を撃墜搭乗者が落下傘で脱出を企てるのを目撃するや、機翼を以て落下傘の綱を切斷する放れ業を演じ搭乗者を地上に叩きつけて歸還した。

本村大尉の指揮する我精銳機は四日午後二時頃阿穆古朗上空を旋回哨戒中、S・B爆撃機十機及びイ十六型驅逐機廿機が襲來したのを發見、直に之を邀撃し壯烈なる空中戦を展開し、忽ちその三機を撃墜したが、本村大尉機は戰鬪中愛機の機關部に敵弾を受けたので、止むなく基地に引返し、更に新銳機に乗換へて敵機に迫り、その一機を撃墜し國境線外に撃退した。此の戰鬪に於てソ聯空軍はその四機を撃墜された。

三日午前十一時敵のイ十六型九機は哈爾哈河上空に飛來して我が自動車、トラツクの上を二三百メートルまで低空飛行したが、彈丸盡きたものか爆彈の投下を行はずその儘西方に飛び去つた。正午か

ら敵砲兵陣地は猛烈な砲撃を開始し、戰車の進撃によつて逆襲して來たが、勇敢なる我が酒井部隊は哈爾哈河右岸の我が砲兵部隊の掩護射撃によつて敵戰車の十メートル前方に散開してこれに應戦し、戰車に飛乗つて點火薬を機關部に投げ込み敵の戰車六台はこれがため忽ち猛火に包まれ、その中進退谷つて戰車から飛出しピストルで應戦し來つたソ聯兵を日本刀で打ち切つた。更に砲兵陣地から射出した巨彈の雨に敵の戰車計二十余台を撃滅したが、残りの戰車二十余台は執拗に逆襲を續け外蒙ソ軍の歩兵、騎兵、車輛隊の退却を掩護しつゝ西方に退却した。

七月五日

司法研究所官制(勅令第四四五號)公布

五日午前十一時關東軍司令部發表「昨日我が航空部隊は戰場上空に於て終日敵機と空中戦を交へ、左の如くこれを撃墜し全機無事歸還せり、我が損害輕微にして負傷三名を出せるのみ△撃墜の確實

なるものイ十六型四十五機、イ十五型一機、S・B機七機、計五十三機△擊墜稍確實なるものイ十六型五機、S・B機十機計十五機

關東軍司令部は五日午前十一時、四日の空中戦の戦果について確認したが、これにより我が陸の荒鷲部隊が今次ノモンハン事件で擊墜せるソ聯機は六月二十七日までに二百八十三機、七月に入り軍の發表なきも二日に三機、三日に九機(稍確實なるもの二機)あり、これに四日の五十三機(稍確實なるもの十五機)擊墜數を加ふれば四日迄の擊墜ソ聯機數は實に三百四十八機の多數となり、これに七月に入つての三、四兩日稍確實な擊墜機數を加へれば三百六十五機といふ莫大な數に達し、これを空中戦闘の開始された五月二十日以降七月四日までの平均擊墜機數は、一日八機といふ赫々たる戦果である。

我空軍の赫々たる戦果と呼應して、地

上部隊も哈爾哈河ホルステン河の合流點附近滿領内において敵の機械化部隊を包圍し、これに殲滅的打撃を與へ戦車裝甲自動車、自動貨車等合計約四百を鹵獲或は擱坐炎上せしめ、國境線を完全に確保し多大の戦果を擧げた。

五日午後二時三十分頃敵のS・B重爆撃機六十機、イ十五、十六戦闘機五十機合計百十機の大編隊は國境線確保の我が地上部隊を爆撃の意圖を以て戰場上空を飛翔中、折柄警戒中の我が〇〇機がこれを發見、直にこれに挑みかゝり、S・B重爆撃機五機、イ十六戦闘機七機を擊墜し敵は爆彈投下の遙もなく敗走し、我が方は無事歸還した。

パルシヤガル、ノロ兩高地を占據必死の抵抗を續けてゐた敵集團は前面から玉田、吉丸の鐵牛部隊の猛攻を受け、更に岡本、坂井兩部隊の背面よりする決死の攻撃に全く戦意を喪失、支離滅裂の狀態に陥り、五日早朝に至つて殆ど潰滅し去

り、日章旗は國境哈爾哈河畔到る所に翻つてゐる。

七月六日

平沼首相は六日午後三時首相官邸において内閣記者團と會見。支那事變二周年に際し防共問題、支那問題、日英東京會談を始め當面の國內諸問題について所信を披瀝したが、特に帝國は道義外交で邁進し、英國の態度は正を要望する旨を強調した。

支那事變勃發以來既に滿二年、いよいよ七日を以て、事變第二周年記念を迎へんとしてゐるが、わが陸の荒鷲のこの間における支那大陸の上に於ける活躍は、海の荒鷲のそれと共に精銳無比を極め、

この二年間七月五日現在までの綜合戦果擊墜六百七十二機、地上擊破百九十六機總計八百六十八機、實にわが陸空軍の實力眞價を遺憾なく中外に宣揚したものであつた。即ちわが陸空軍の活躍は地上部隊の進撃に伴つてこの北、中、南支の四

百余州を翼の下に蹂躪、地上部隊との協力戦闘を主目的として占據地域の制空、敵情偵察、敵陣爆撃に赫々たる戦果を樹て、第一年度は撃墜撃破合計三四五、第二年度撃墜一一〇機、撃破二〇、更に本年度五月下旬以来のノモンハン附近の大空中戦に對しては、三百九十三機を撃墜撃破ノ聯空軍を粉碎した。然もこの間數次に及ぶ蘭州爆撃、重慶進攻等の長驅空襲を敢行、出動延機數四萬三千機、飛行時間十萬余時間、投下爆彈約十五萬發七千余トンに及んでゐる。

七月七日

國民徵用令（勅令第四五一號）公布

哈爾哈河畔の戦闘は順調に進捗しつつあり、攻撃を開始するや直にノモンハン附近において、これに連なる敵第一線陣地を奪取し、次いで空地協力、戦車隊の果敢なる活動と相俟つて、バルシヤガル及びノロ合地における敵陣地の大部を攻略し、目下敵を哈爾哈河、ホルステン河

合流點附近の地區に壓迫しつつあり、鹵獲品中現在までに判明せるもの十二サンチ榴彈砲二、裝甲自動車七、戦車二、速射砲二にしてなほ敵の戦車裝甲自動車約二百を破壊燃焼せしむ。また七月六日我が飛行隊はボイル湖東方哈爾哈河上空において敵機五十二三機と交戦、イ十六型二十機、エス・ペー四機を撃墜し、我方二機歸還せず。

三日の大激戦で完全にノ蒙軍を壓倒し去つた我軍は頑強なる抵抗を排してぢり〜と進撃、敵をハルハ河ホルステン河合流點三角地帯に追つめた。而も敵は唯一の逃げ場と頼んだハルハ河の橋が既に落され食料、彈藥、燃料補給の途は全く断られたので愈焦躁の色濃く、屢次死物狂ひの反撃を繰返して來たが、その都度我軍のため痛撃を蒙つて、撃退されてゐる。

我が陸軍航空隊は去る五月二十日の最初の空中戦以來七月五日までに撃墜、ま

たは地上において撃破された外蒙ノ聯機は既報の如く三百五十二機で、撃墜稍確實なるもの二十三機を加へる時は總數三百七十五機に達してゐるが、更に六日國境上空に來襲した敵編隊軍を邀撃し、壯烈なる大空中戦を演じて撃墜した二十六機を加へると、五月二十日より七月六日まで僅四十八日の短期間に撃墜撃破せる外蒙ノ聯機は實に四百一機といふ輝かしい記録を作り、而もこの間數十回の壯烈な空中戦に於て我方の未だ歸還せざるも僅に四機にすぎない。

六日の空中戦に於いて甘珠爾廟北方に不時着陸した花田准尉は七日朝〇〇基地に無事歸還したが、その報告により花田准尉の撃墜せるイ十六型二機を加へ、六日の戦果は二十六機撃墜となる。

支那事變二周年の記念日を迎へ、大本營海軍報道部では、支那事變二箇年の回顧として、わが無敵海軍の今次事變に於ける赫々たる戦果を次の如く公表した。

同公表に於て上海海軍特別陸戰隊の果敢なる作戦を始めとして、海上部隊の活躍による支那沿岸制海權の確保、海軍航空隊の世界に誇る支那大陸における制空權を確立、水上部隊の赫々たる揚子江作戰等とともに支那方面海軍部隊首腦部の陣容がはじめて公表されたことは注目される。なほわが海軍航空隊の手による敵機撃破数は事變發生以來今日まで實に千五百六十八機に及んでゐる。

畏き邊では、今次の聖戰に偉勳を遺して護國の神と化した陸軍の將兵、軍屬九千三百六十一名（戰傷病死者を含む）に對して恩賞の御沙汰あらせられ、輝く事變二周年記念日を前に六日午後四時半、事變行賞第十二回分として内閣賞勳局と陸軍から發表された。今回のは上海、南京、武漢攻略戦等中支揚子江流域及び大別山系の各激戦を始め、山西省南部、黃河流域、徐州附近等北支各地の戰鬪及び南支廣東攻略等に參加して一昨年八月二

十四日から今春三月十七日迄に戰歿した將兵達で、武功卓越して譽れの金鷄勳章を賜はる者はその殆ど全部、九千二百十五名に及び、其内殊勳甲として武人最高の榮譽を擔ふ勇士は大別山麓の華と散つた歌人部隊長大村省吾歩兵大佐（功三旭三）以下合計百廿名に上る。尙昨春の第一回行賞以來恩賞に浴した事變戰歿者は陸海軍累計實に五萬七千二百卅餘名に達した。

蘆溝橋事件記念日はこゝに再び巡り來つた。七日正午サイレンを合圖に全國一齊に行はれる一分間の黙禱こそは、此日を轉機として抗日政權の潰滅と東亞新秩序の建設に新なる氣魄と意思とを以て出發せんとする民族の決意の姿である。戦ひ既に滿二年、大陸に奮戰する忠勇なる皇軍勇士の足跡はすでにわが本土の二倍に餘る占據地域となり、支那の中原と政治、經濟、文化の幾多の中心點は擧げて我が掌握下に歸するに至つた。事變は今

や完全にその中核へと衝き進み客觀的な國際情勢は、その端倪を許さぬ姿とともに今やもつとも冷靜な關心を喚ぶに至つた。この時にこそ、現實に處する、石橋を叩くのが必要なのではあるまいか。大陸の建設は悉く緒についた。事變處理のわが最高方針も既に確立された。東亞新秩序建設へのひたぶるな努力こそ、日本の今後の課題の凡てであるといへよう。かくて事變の處理はまさに眞實の中核が衝かるべきであり、大陸の建設は今こそ雄渾なる構想を以て展開せられなければならないであらう。この意味で事變二周年のこの日こそ、國民の何人も心與から發する脈脈たる勇氣を感ぜずには居られないものがある。

六日午後八時頃滿洲國領ノモンハン上空に外蒙ノ軍イ十六戰團機四十機、エス・ペー重爆撃機十數機が越境し、我が○○隊の○○機は直にこれを邀撃折衝の暴風雨と夕闇を衝いて數時間猛烈なる空中戰

を展開し、イ十六型二十機。エス・ペー重爆機四機を確實に撃墜し敵を國境外に驅逐した。

野口部隊島田、本村兩大尉の率ゐる荒鷲隊は六日午後八時頃、ポイル湖附近上空に於て敵機二十四機を確實に撃墜凱歌をあげて歸還したが、この戦闘で三浦政春中尉は敵弾を受けバルシヤガル高地北方に不時着し、重傷を負うたが生命に別條なく花田准尉、北山隆曹長はガソリン缺乏で○○基地附近に不時着した。

七月八日

海員養成所官制（勅令第四五八號）公布

一、本八日拂曉我軍はバルシヤガル高地の敵最後陣地を奪取せり、二、敵は本朝來退却を開始し、我軍は哈爾哈河に向ひこれを追撃中なり。

七月九日

滿蒙西部國境哈爾哈河を越えて、滿領に不法越境の外蒙ソ聯軍の大部分は去る三日拂曉以來我が作戦奏效に一堪りもな

く潰滅し、その殘敵は哈爾哈河ハルステン河合流點の橋頭陣地より頑強に最後の抵抗を續けつゝあつたが、我が的確なる

○○砲の巨弾は六日夜の攻撃以來敵陣地を木ツ葉微塵に粉碎、敵は算を亂して渡河せんとするや、我が荒鷲の大編隊は悠悠々上空に舞降り巨彈の雨を降らせ、戦車も高射砲も人馬も諸共一瞬にして飛散せしめた。我勇敢なる歩兵部隊は九日未明を期して戦車を先頭に砂丘に身を隠しつゝ總攻撃に移り、敵前五十メートルに

肉薄、殘月の下銃剣を閃かして敵陣目蒐めて躍り込み突撃を敢行これを完全に占領した。この攻撃において我が軍は敵の十五センチ砲五門をはじめ、多數の戦車装甲自動車等の機械化兵器を鹵獲し、多數の敵兵を捕虜とした。

哈爾哈對岸高地よりする敵の砲撃は九日も尙相當に續けられつゝあるが、これに對する我が砲兵陣地の威力は完全に發揮され、彼我の間に猛烈なる砲撃戦が展

開され殷々たる砲聲は哈爾哈河畔一帯を震撼せしめ、砲煙濛々として大草原を蔽ひ烈日の下に物凄い戰場繪圖を繰擧げてゐる。我が砲撃は極めて有利に展開敵の砲撃を制壓しつゝある。

八日夕刻までに我が軍のために哈爾哈河の右岸滿領内に掘坐、火を發して炎上しつゝある戦車、装甲車百臺を下らず、戰場に遺棄された死體は六百餘りに達してゐる。

野口部隊岩橋隊の瀧口中尉の率ゐる○
○機は、九日午後七時頃ポイル湖上空に於て敵の戦闘機四十機と數次に互り遭遇敵は次ぎ〜に撃墜されるにも拘らず、逐次ポイル湖西南方より上昇して戦闘に参加し來つたが我はよく陣形を保ちつゝ巧な攻撃をもつてその半を撃墜、他を遁走せしめた。この日の戦果はイ十五型七機、イ十六型二十一機、計二十八機を確實に撃墜した。尙稍確實なるもの一機、本戦闘に於て岩橋隊の奥田曹長はバラシ

ユニットで遁走せんとする敵パイロットを翼に引つけて墜死せしめたが、仲田登志曹長（栃木縣河内郡）機のみは未だ歸らず。

我が空軍精銳の羽搏きに既に四百機を撃墜された外、ソノ軍は執拗にも又々挑戦し來り、八日朝ボイル湖東方上空に五十六型戦闘機五十數機の大編隊群を以つて來襲、我が空軍は直にこれを邀撃、忽ちにして十八機を撃墜、更にこの他に稍確實なるもの六機に及び我が方は全機歸還した。

七月十日

海員養成所規則（逓信省令第三二號）公布
内務省土木出張所長會議を内務大臣官邸に於て開催された。

事變發生以來一年有餘停刊を續けてゐた上海の汪兆銘派機關紙中華日報は東亞建設の使命を擔ひ、凡ゆる迫害に抗して十日毅然としてその復刊第一號を送り出したが、冠頭汪兆銘は「余の日支關係に

關する根本觀念及び前進目標」と題する長文の復刊の辭を寄せ、不動の決意を外に闡明した。去る六月十二日香港に於て發表された聲明「抗戰の真相」の後を受けて日支提携を民族的使命として不撓不屈益々熾烈なる其所信を重ねて闡明、共產黨の術策に陥り、自國民衆を塗炭の苦しみに陥れつゝも何等反省するところなく、徒に抗戰を繰り返すに過ぎぬ蔣介石の逸脱を未だ曾てなき痛烈さを以て假借なく批判し、新しき中國建設の搖ぎなき所信を廣く中國民衆に披瀝してゐる。

十日午後チエンパレン英首相は下院に於て數議員の質問につき、マンチと問題に對するイギリスの態度を闡明した重大言明を行ひ、イギリスのポーランドに與へた基調に基き、ポーランドの獨立が脅威に曝される場合には斷乎救援に赴く決意ある旨をドイツ政府に警告したと斷言した。

七月十一日

國民徵用令施行規則（厚生省令第一七號）公布

地方土木官主任會議今十一日及十二日兩日内務省會議室に於て開催。

此夕港灣協會道路改良會聯合主催の下に地方土木官事務打合會が麴町區丸ノ内中央亭本店に於て開催さる。

内相官邸に於て開かれた全國經濟部長會議第一日に訓示された内相訓示要旨は雜報参照、農相の訓示は左の如し

農相訓示要旨

○出征將士をして後顧の憂なからしむると共に、統後國民の生活安定を圖る爲に主要食糧たる米麥を始め、軍需並に工業原料、農林水産物の供給を確保し、進んで之が増産を圖ることは誠に緊要である。又國際收支の現状に於て我輸出貿易上農林水産物が外貨獲得の約半ばを占むるといふ極めて重要な地位に鑑み、今後一層輸入力を培養する爲蘭を始めとし、輸出農林水産物の

積極的増産及び輸出の伸張は缺くべからざることである。

○今同の増産計畫は農山漁村における努力、生産資材の不足せる現狀の下において、これが達成は決して容易ではない。而も肥料その他必需資材は必ずしも十分なる數量とは申せない。惟ふに今後益々消費統制の強化せらるる情勢に鑑み、右資材の供給確保特に配給の圓滑適正に就ては、尙一段の努力を必要とする。

○次に農林水産物の價格問題は増産計畫に關聯して極めて難かしい問題である。勿論農林水産物も一般物價政策、即ち低物價政策に即應してゆかねばならぬが、眞の物價は需給關係に基因するものであるから、需給の現狀に鑑み低物價の徹底を圖る爲にも農林水産物に付、更に一層の必要を感じる。従て生産費の確保と農家生活の安定を見るべき適正なる價格の永續性は是非必要

であつて、私共も之に對して十分なる對策を樹てると共に勞銀、資材價格、並に輸送等一貫したる統制に依り、總ての物價と關聯して綜合的に出来る丈物價の低下を圖らねばならぬ。

ハル米國務長官は十日堀内大使との會見に於て、支那事變全般につき意見を交換し、米國は事變に直接介入する希望を有せぬことを明かにし、米國としては權益の尊重、在留米國民の生命財産の安全を要望するものであつて、その點日本も注意されたいと希望した、といはれてゐる。

荒木文相は十一日の閣議で去る四日國民精神總動員委員會で決定した生活刷新運動の實行項目を報告諒解を求めたが、各閣僚とも委員會の決定を適切と認め、今後關係各方面で實行し得るものから順次實行し、一層公私生活を刷新し、戰時態勢の強化に努めるやう措置することを申合せた。

わが陸の荒鷲は滿蒙國境に於て連日の如く、不法なるノ聯機を邀撃世界空中戰闘史上稀に見る輝かしい戰果を擧げつゝあるが、十日午後二時頃又復わに數倍する敵の大編隊を邀撃し、六十五機（稍確實なるもの六機を含む）といふ大量を撃墜した。即ちわが加藤部隊の荒鷲〇機は午後一時四十分ホルステン河下流滿領内に不法越境の外蒙ノ聯軍イ十六型戰闘機三十機を發見して、これを邀撃二十二機を撃墜し、全機無事歸還した。又わが野口部隊の荒鷲〇機は午後二時ハル河ホルステン河合流點の滿領内に不法越境し來つた外蒙ノ聯空軍イ十五型戰闘機四十機、イ十六型戰闘機三十三機より成る敵編隊と遭遇、壯烈なる空中戰の後イ十五型及びイ十六型合計三十七機を完全に撃墜し（他に稍確實なるもの六機を否む）全機無事〇〇基地に歸還した。

十日未明の總攻撃における敵の損害は極めて甚大で、滿領内の遺棄死體は數百

に達し、わが鹵獲せる戦車五十餘臺、装甲車、野砲、機關砲その他も夥しい數に上り、文字通りの殲滅的打撃である。

ホルステン河南岸の敵右翼を衝いて、口高地を確保した岡本部隊は滿洲國軍烏都部隊と協力し、午前零時酒井、山縣等の諸部隊と呼應し、前面の敵陣に果敢な攻撃を加へ、五キロ餘を突破、午前三時ハルハ河岸に到達し友軍と協力殘敵掃蕩中である。

滿蒙國境に活躍するわが空軍精銳は一戦毎に愈その威力を發揮してゐるが、最近三日間の敵機撃墜數は八日の二十二機九日の二十八機、十日の五十九機、計百九機、この他に撃墜稍確實なるもの九日の一機、十日の六機を加へる時は百十六機となり、而して五月下旬空中戦闘開始以來、七月十日までの敵機撃墜撃破數は實に五百十七機となつた。

十一日から三日間行はれる全國土木部課長會議第一日は午前九時半内務省に開

かれ、本省側より木戸内相、漢那政務次官、中井參與官、山崎土木局長以下關係官出席先づ木戸内相の訓示あつて、後左の指示事項並に注意事項協議事項につき各課長より説明があつた。

△指示事項

- 一、災害復舊工事の施行に關する件
近年頻出する水害のため復舊工事累積し、然もこれが補助は國庫財政の關係上三年に分割交付せられる等により、工事の完成に遅延を來し遺憾とすところなり。各位はこれ等工事の施行に當つては、特に左記事項につき留意せられたし。
- (イ) 物資及び勞力の需給の關係を考慮し、施行の時期工事の緩急に意を用ひもつて鋭意工事の進捗につとめ、少くとも現年度の工事は全部完了を期すること。
- (ロ) 工事施行に當りては政府の物價引下げ方針に順應するは勿論、工法の研

究に意を致し、もつて工事費の節約をはかりなるべく工費の不要額を生ずるやう努力すること。

- 一、治水利水の根本計畫樹立に關する件
- 一、砂防工事の施行に關する件
- 一、發電用水利使用取扱に關する件
- 一、時局と重要道路の整備に關する件

日滿支交通體制の確立に順應して重要道路の整備をはかるとともに、軍事國防並に生産力擴充等の諸要求に即應して、所要の道路を整備するは陸運現下の實狀にかんがみ、最も緊要のことに屬するのみならず、綜合國力の培養上また必須の要件とす。各位はこの主旨を體し爾今左記事項に特段の考慮を拂ひ、もつて現下の時局に對處し道路の使命達成上遺憾なきを期せられたし。
- (イ) 工業地帯における重要道路の整備を期すること。
- (ロ) 大都市及びその附近における重要道路の整備を期すること。

(ハ) 重要港湾特殊營造物または重要な工場、事業場等と密接なる關係を有する道路の整備を期すること。

一、道路舗装の普及促進に關する件

一、陸上交通事業調整に關する件

一、時局と港湾の使命に關する件

近時滿洲及び朝鮮の發展極めて著しきものあるのみならず、今次事變の進展に伴ひ北支、中支の開發また既にその緒につけるをもつて、日滿支三國の關係日に緊密を加へ、交通いよゝゝ繁多ならんとしつゝある。よつて東亞の新情勢に對處して港湾の機能を整備擴充し、もつて三國交通體制の強化確立に資するは四面環海の國情にかんがみ、現下眞に緊切の要務といはざるべからず。然るにわが國港湾の實狀はこの要求に副はざるもの少からざるをもつて各位は爾今一層如上の點に留意しよく中央と密接なる連絡を保持して港湾の施設整備に一段の改善を加へ、もつて

港湾の使命達成に遺憾なきを期せられ度し。

一、生産力の擴充と港湾の整備に關する件

件

一、物資統制と土木事業の施行に關する件

件

一、土木事業に對し防空上考慮すべき事項に關する件

△注意事項

一、軍用資源秘密保護法に關する件

一、海運組合法に關する件

△諮問事項

一、鋼道橋製作示方書に關する件

△協議事項

一、技術員補充對策に關する件

一、物資統制と土木事業の施行に關する件

七月十二日

件

七月十二日

第十一回ナチス黨大會は来る九月二日

より十一日迄南獨ニールンベルヒに開

催されるが、右大會に國賓として招待さ

れることになつた軍事參議官寺内壽一陸

軍大將、同大角岑生海軍大將は来る十八

日午前九時東京驛發神戸に赴き、二十日

午後神戸出帆の鹿島丸で渡歐の途につく

ことに決し、十二日正午陸海軍兩省より

左の如く發表された。

陸軍大將寺内壽一、獨國及び伊國へ出

張仰付らる。

陸軍砲兵中佐八里知道、陸軍歩兵少佐

金田長雄、陸軍航空兵少佐加藤建夫

獨國及び伊國へ出張を命ぜらる。

軍事參議官海軍大將男爵大角岑生は今

同ヒトラー總統の招待により九月上旬ニ

ニールンベルヒに於て開催豫定のナチス

黨大會に參列するを機とし、獨國及び伊

國に出張せしめらるゝこととなれり。尙

海軍大佐小島秀雄及び海軍中佐小野田捨

次郎は同大將に隨行す。

「準備せよ」今日義勇軍に加はれし眞劍

になつた英國の戦時色豊かなピラが街頭

に遊ぶ、自動車の小窓にさへ貼られてゐ

る「總統とトラーに警告す」ハリファツクスと對シ交渉「色刷り大活字のポスト」をさげて叫ぶ新聞賣子の高い聲が、奔流となつてロンドンの街頭を流れる。ダンチヒ問題、英ソ交渉、天津租界問題、パレスチナ問題等々どれ一つとして手におへぬ難問題ならぬはない。

七月十三日

石川縣七尾市々制施行

日英東京會談に對する帝國政府の最高方針を決定すべき緊急臨時閣議は十三日午前九時から首相官邸に開會、平沼首相を始め全閣僚近衛無任相も特に出席、先づ平沼首相から臨時閣議開催の趣旨を説明し、次で有田外相から去る十一日の平沼、有田、板垣三相會談で決定した日英交渉に臨む帝國政府の根本方針並に對英要求案の大綱を説明、更に板垣陸相から軍關係の特殊事項につき補足的説明を行ひ、これに對し近衛無任相を除く各閣僚から質疑及び意見の開陳があり、主とし

て有田外相が答辯に當り約三時間互に慎重審議の結果原案通り承認することに決定、ここに日英東京會談に臨む帝國政府の劃期的方針對策は廟議一決し午後零時十分散會した。よつて引續き有田外相は午前十時から開會中の内閣參議會に臨み閣議決定案を説明諒解を求めた上、宮中の御都合を伺ひ葉山御用邸に伺候し同日午後四時天皇陛下に拜謁仰付けられ、當日の閣議で決定した帝國政府の方針對策を上奏御裁可を仰ぎ、同日夕刻歸京した。

山西各地に蠢動する敵匪覆滅戰は間斷なく續行されてゐるが六月中の綜合戰果は左の如し。

- 交戰回數二七四 ▲交戰敵兵力一一四、〇〇〇 ▲敵遺棄死體一一、三〇〇 ▲捕虜二、四七七

七月十四日

會計事務協議會官制（勅令第四七四號）、軍事保護院官制（勅令第四七九號）、陸軍

戰車學校ニ於ケル生徒教育ニ關スル件（勅令第四八五號）、技術將校タルヘキ陸軍各兵科將校ノ補充及現役期間ノ臨時特例（勅令第四八六號）國民徵用令に依り陸軍に徵用せられたる者の給與に關する件（陸軍省令第三三號）小麥増殖獎勵規則中改正農（農林省令第三六號）種馬統制施行規則第一條の馬改良方針及産馬方針（農林省告示第二一七號）

一路路安へ〜とひたむきに進撃を續行中の我軍は十二日遂に路安縣城に突入堂々之を占領した。

